

「あおり運転」等の 悪質・危険な運転はやめよう！

いわゆる「あおり運転」等は、重大事故に結びつく悪質・危険な犯罪行為です。「前車を追い上げて速く走るように強要」「必要がない急ブレーキ」「クラクションや幅寄せ等で威嚇」等の運転行為は絶対にやめましょう。



「あおり運転」等により事故を誘引した場合等には厳しく処罰されます。

- 危険運転致死傷罪や刑法の暴行罪（第208条）等が適用される場合があります。
- 「あおり運転」等を行った者に対しては、自動車等を運転することが著しく交通の危険を生じさせるおそれがある場合には、累積点数がなくても「危険性帶有者」として運転免許停止処分（最長180日間）が行われる場合があります。